

大阪市立高殿小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、自他を大切にし、「確かな学力」と「豊かな心」をもつ子どもの育成のために、大阪市立高殿小学校「いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の2点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくり
- ② 未然防止・早期発見

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

- (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）
 - ① 学習規律を確立させるとともに配慮を要する児童への対応を図る。
 - ② 授業研究会や公開授業等を行い「わかる授業」づくりや指導力の向上に努める。
- (2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
 - ① 一人一人が活躍することのできる活動を充実させる。
 - ② 人とのつながりを感じることのできる集団づくりに努める。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
 - ① 道徳教育や学級活動の充実を図る。
 - ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感できる指導を行う。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① ささいな変化に気づくことができるよう児童観察の充実と情報の共有化
- ② アンケート調査の活用、教育相談の実施
- ③ いじめ相談窓口の周知
- ④ 「相談ポスト」の活用

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を管理職へ報告する
- ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むため、情報を共有化し、連携する
- ③ 被害児童生徒の保護、加害児童生徒への指導をする

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

<構成> 管理職・生活指導部長・担当学年団・人権教育主担・教務主任・養護教諭

<役割> •学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
•いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
•いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

<年間計画>

【調査等】

- ① 児童対象「学校生活アンケート」調査 年3回（6月・10月・2月）
- ② 保護者対象「学校生活アンケート」調査 年1回（10月）

【研修会】

- ・人権教育実践研修会（毎月）
- ・職員会議、職員朝会等（随時）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発を行う
- ② 学校協議会への提案や協力体制をつくる

(3) 取り組み内容の検証

- ① P D C A サイクルの活用や「運営に関する計画」との関連させる
- ② 取り組み評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法について検証する

7. 重大事案への対処

- ① 学校の対応として、隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化を徹底する
- ② 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供を行う
- ③ 教育委員会への報告をする

※ いじめ発見の際の流れ（例）

